

所得税法における債務免除益課税 － 遅延損害金の場合を中心として －

Taxation on Discharge of Indebtedness Income in the Individual Income Tax Law: Focusing on Issues Arising from the Forgiveness of Delinquency Charges

櫻井 博行*

要約

本稿は、債務不履行による遅延損害金の免除に対する所得税法上の債務免除課税をめぐる問題について論じる。

従来の債務免除益課税の根拠は、所得税法 36 条 1 項に規定されている経済利益とされているが、かなり不明確である。そこで、本稿は、遅延損害金の法的性格は、本来の利息とは異なる損害賠償金であることから、損害賠償金を参考に遅延損害金の課税関係を整理し、税務上の特殊性を明らかにしたうえで、遅延損害金の免除があった場合の 4 パターンについて検討を加える。このうちとくに遅延損害金家事費となる債務免除の場合には、従来の課税と異なる結果を導き出すことができるが、この場合を理論づけするために、2 種類の債務免除益課税の仮説を検討し、遅延損害金の債務免除益課税には法理論的に矛盾があることを述べ、この解決には別段の定めによる立法的解決が必要であることを指摘する。

【目次】

- I. 序論
- II. 問題の所在
- III. 債務免除益課税の所得税法上の根拠
 - 1. 所得税法 36 条 1 項
 - 2. 相続税法および法人税法の規定
 - 3. 債務免除益に関する課税実務
 - 4. 小括
- IV. 遅延損害金の法的性格
- V. 遅延損害金に関する課税関係の整理
 - 1. 遅延損害金を支払う側
 - 2. 遅延損害金を受け取る側
 - 3. 遅延損害金の税務上の特殊性
- VI. 遅延損害金の免除
 - 1. 債務確定前の遅延損害金の免除
 - 2. 債務確定後の遅延損害金の免除

* 青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻博士課程院生、税理士、2009 年青山学院大学修士（ビジネスロー）。

Ⅶ. 債務者側の債務免除の検討

1. 純資産増加説からの検討
2. 債務免除課税の仮説
3. 債務免除益の考察

Ⅷ. 結論

I. 序論

わが国を襲った未曾有の大災害である東日本大震災の復興に絡んで、二重ローン問題が注目された。この二重ローン問題について、日本弁護士会のホームページには、次のような記載がある。「東日本大震災で被害を受けた住宅ローンが残っているため、新たにローンを組むことができず、住宅を建てることをあきらめなければならなかったり、これまでの債務が負担になって新しい資金調達ができず、事業の再建が困難になる等の問題が生じています。¹⁾」そのうえで「被災ローン減免制度（個人債務者の私的整理に関するガイドライン²⁾）があります。被災ローン減免制度とは、『個人版私的整理ガイドライン運営委員会』という第三者機関の関与のもと、被災者の方々の状況に応じて、震災前の住宅ローンを中心とした債務につき、免除もしくは一定の割合での減額を受けることを可能にする制度です。」として、被災者に利用を勧めている。また、弁護士会とは別に、震災復興に係る地方公共団体も同様な呼び掛けをしている。

しかしながら、平成 25 年 3 月 5 日の毎日新聞によれば、このガイドラインの利用者は、当初見込んでいた利用件数より遥かに下回っている³⁾。利用されない理由は、金融機関の運営のまずさ⁴⁾や、ガイドラインが法的強制力をもたないなどと指摘されているが、税務問題、つまり債務免除益の課税の問題もあるのではないと思われる。

そこで、本稿は、税法の観点から、債務の履行を遅滞した場合に支払わなければならない遅延損害金に焦点をあて、遅延損害金に係る債務免除益が課税の対象から除外できる可能性について論ずる。

1) <http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/loan.html>

2) 弁護士会は、このガイドラインのメリットとして次の 3 点を挙げている。①信用情報機関に登録されない②保証人に対して請求されない③最大 500 万円を手元に残したまま債務の減免を受けることができる。

3) 国は当初 1 万人の利用を予定していたが、平成 25 年 3 月 1 日現在の成立件数は、僅か 274 件にとどまる。

4) 平成 25 年 5 月 22 日仙台弁護士会（内田正之会長）の会長声明。

Ⅱ．問題の所在

1．個人債務者の私的整理に関するガイドライン

「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」に基づいて出来上がったのが、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）である。破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するための環境の整備が背景にある⁵⁾。このガイドラインの種々の対応策のうちの一つが、中小企業者の借入債務と個人住宅ローン向けの債務免除による負担軽減である。

2．債務免除益課税

通常、債務免除を行った場合、債務免除益課税の問題が発生する。そこで、平成 23 年 8 月 11 日付で、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」（座長 高木新二郎）、以下、「ガイドライン研究会」という。）は、このガイドライン⁶⁾に基づき作成された弁済計画に従ってなされた課税関係の照会を国税庁に対しておこなった。

第一に、対象債権者である法人（金融機関）側の取扱いは、本件ガイドラインに基づいて作成された弁済計画による債権放棄を、金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の法人税基本通達 9-6-1 のうち関係者の協議決定に基づく貸倒れに該当するものとして、無税償却してかまわないか。

第二に、本件ガイドラインによる債務免除を受ける債務者は、「支払不能」又は民事再生手続の対象となる「支払不能のおそれ」と同様の状態にある者であるから、債務免除を受けた場合の免除を受けた額は、課税所得にならないものとして扱ってよい⁷⁾。

国税庁は、この照会に対して、そのように扱って構わないと回答した。

このようにガイドラインは、RCC 企業再生スキームなどの事前照会に対する国税庁に

5) 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」Q&A 5 頁にガイドライン制定の背景が記されている。

6) ガイドラインの概要は、次のとおりである。

- ① 当該ガイドラインは、法的拘束力を有しない。
- ② このガイドラインの対象となる者を、東日本大震災の影響によって破産手続の対象となる「支払不能のおそれ」に相当する状態にある債務者に限定する。
- ③ ガイドラインによる債務整理を行った場合に、金融機関が破算手続や民事再生手続と同等額以上の回収を見込まれる。
- ④ 手続手順は、債務者個人が金融機関等債権者に相談協議し、弁済計画案を第三者機関である個人版私的整理ガイドライン運営委員会の支援もとに作成し、債権者に対して弁済計画案の同意を得る。
- ⑤ そして、対象債権者全員の同意を得て、弁済計画は成立する。全員の同意が得られない場合、債務整理は不成立になる。

7) 課税実務上、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合、債務免除益に対して課税されない（所得税基本通達 36-17）。

よる文書回答⁸⁾で明らかにした従来の債権者側の貸倒償却と債務者側の債務免除益課税の枠組み利用し、ガイドライン適用者を新たに無税償却の権利者の中に取り込み、このガイドラインの債務者を破産法又は民事再生法の適用可能性ある者とみなすことによって債務免除益の非課税を受けられるよう便宜をはかるものであった。

3. 債務免除を巡る裁判例

しかしながら、ガイドラインは、債務者が資力喪失状態か否かに焦点を当てているに過ぎない。

最近の債務免除益を巡る判決も、主に債務者が資力喪失の状態であるかないかという点に集約されている。例えば、仙台高裁平成 17 年 10 月 26 日判決⁹⁾は、民事再生法等による民事再生の場合、事業継続に必要な資産・資金の保有を確保し債務弁済が可能な収入を得ていることから、資力喪失の場合に該当しないとして債務免除益課税を肯定した。

この判決とは逆に債務免除益課税を否定する注目された判決として大阪地裁平成 24 年 2 月 28 日判決¹⁰⁾があった。事業再生の場合、資力喪失である判定の時期は債務免除を受ける直前と解釈した。理由は、相続税法 8 条に規定するみなし贈与の例外規定である「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である」時期の判定が債務免除の直前であること、そして資産の譲渡所得が非課税とされる所得税法 9 条 1 項の資力喪失時期は譲渡の行われる直前の財産状態を前提に行っているからである。そのうえで、債権者から免除された債務免除額が債務者にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまる場合には、当該債務免除益は総収入金額に算入されないとした。

4. 小括

このように、最近の判例と同様、ガイドライン適用対象者を資力喪失状態の者に対してのみ適用する規定では、債務免除益課税の対象から除外される者は、極めて限られてくる。

8) ①貸倒償却および個別貸倒引当金繰入れの税務上の取扱いについて（平成 11 年 3 月 30 日付 平 11 調々第 53 号 全国銀行協会連合会）②「私的整理に関するガイドライン」に基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（平成 13 年 9 月 26 日 課審 4-114）③私的整理に関するガイドライン及び Q&A に基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の債権者側の税務上の取扱いについて（回答年月日 平成 17 年 5 月 11 日）。

9) 税務訴訟資料 257 号。

10) 訟務月報 58 巻 11 号 3913 頁。

その結果、ガイドラインと震災事業者再生支援法¹¹⁾による救済措置だけでは、被災者の債務免除益の問題を解決することは難しいと思われる。

震災及びその後の震災復興の遅れによって、現在も債務不履行¹²⁾による遅延損害金は、確実に増加していると予想できる。また大規模災害に限らず、遅延損害金を含む債務免除益課税が事業再生の妨げになっている事例¹³⁾がある。これらのことから、二重ローン問題解決にむけて、遅延損害金の債務免除益課税の対象外を検討し、できるだけ早めの解決が望まれるところである。

Ⅲ. 債務免除益課税の所得税法上の根拠

1. 所得税法 36 条 1 項

ところで、債務の免除は、そもそも債務免除益として所得税法上の課税対象となるのであろうかという疑問が生じる。なぜならば、わが国の所得税法には、米国内国歳入法 61 条¹⁴⁾のような明文規定がないからである。

唯一、債務免除益が課税の対象となることを定めたと解する余地のある規定は、所得税法 36 条 1 項であろう。同条は、収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を金銭だけではなく物又は権利その他の経済的利益を含めている。問題は、経済的利益を具体的に明示していない点にある。そうすると、法 36 条に規定する経済的利益の中に債

11) 一方、法人に対する債務免除益に対しては、別の仕組みを用意して、便宜を図っている。法人に対する債務免除益は、ガイドラインを経て、二重ローン債務者を救済するための「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」が議員立法で成立公布され、平成 24 年 3 月改正の東日本大震災の被災者等に係る臨時特例法関係において税制上の措置が具体的に手当されている。すなわち、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（東日本大震災で被災した事業者の再生を支援することを目的に設立された株式会社をいう。）又は産業復興機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構と類似の目的を持つ機関で、全国に 5 機関設された。いずれも有限責任組合である。）から債務の免除を受ける法人は、いわゆる期限切れ欠損金を利用することによって債務免除益に対して課税されない法人税制上の仕組みを用意している。つまり、法人の純財産の減少を直接債務免除益から差し引くことによって、債務免除による純財産の増加と過去の純財産の減少を相殺して、結果として債務免除益課税が発生しない仕組みを導入している。もっとも、この制度は、再生支援機構法で初めて制度化されたものではなく、平成 17 年法律第 21 号においてすでに制度化されている。したがって、再生支援機構法等で適用範囲を拡充したに過ぎない。問題は、個人には債務免除益による所得を減額する、さらには当該所得を認識しないシステムがないとされている点である。個人に対する債務免除益課税が従来と同様な対応を取り続けるならば、債権者が債務免除を画策して被災者支援を試みても、何ら個人の被災者を税制面から救済することは困難と言わざるを得ない。

12) 債務不履行には、①履行遅滞②履行不能③不完全履行の三つの態様があると、従来は一般的に解されている。我妻栄・有泉享・清水誠・田山輝明『第 2 版追補版 我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権』（日本評論社、2011）734 頁～735 頁。しかし、このような債務不履行三分説に対しては、批判的な見解が有力になってきている。早川眞一郎「債務不履行の類型論」ジュリスト増刊民法の争点（有斐閣、2007）180 頁。

13) 例えば、平成 17 年 8 月 2 日付の事業再生研究機構税務問題委員会「事業再生に関わる税制改正要望」1 頁～2 頁。

14) 部分的免除か全額免除かを問わず、債務免除を受けた債務者は、その債務免除益を、原則として、総所得に算入しなければならない。内国歳入法 61 条 (a)(12)。

債務免除益が含まれているかは、必ずしも所得税法上明らかでないのであるから、債務免除益が、課税対象となるかは不明であるともいえる。

2. 相続税法および法人税法の規定

しかしながら、個人に対する債務免除については、相続税法と法人税法にそれぞれ規定が存在する。相続税法 8 条は、対価を支払わないで債務の免除を受けた場合には、法律적으로는、贈与（遺言による場合には遺贈）によって取得した財産とはいえないが、実質的には贈与（又は遺贈）によって取得した¹⁵⁾ものとして贈与税（みなし遺贈の場合は相続税）が課される。ただし、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合には、この限りではない¹⁶⁾。

また、法人税法 34 条 4 項は、役員給与の中に債務の免除による経済的利益が含まれていることを明示している。使用人給与に関する同法 36 条及び法人税施行令 72 条の 2 も同様である。

これらの規定から次のことが明らかになる。

第一に、相続税法 8 条の適用が対価を伴わない無償の移転を課税要件としているので、債務の免除が対価的利益の反対給付を受けている場合、贈与または遺贈とはならない¹⁷⁾。この場合には、所得税の対象¹⁸⁾となる。

第二に、法人税法 34 条及び 36 条並びに同施行令 72 条の 3 は、「債務の免除による利益その他の経済的利益を含む」と規定し、債務の免除による利益は経済的利益に含まれることを明らかにしている。

第三に、債務免除益が給与等の反対給付の場合、現物給与として観念される。その所得区分は給与所得¹⁹⁾又は退職所得となる。例えば、使用者から借り入れた厚生資金などの返済を免除されたことによる利益や使用者に役員又は使用人個人が負担すべき税金を負担してもらった場合²⁰⁾などが考えられる。

3. 債務免除益に関する課税実務

また、わが国の債務免除課税の歴史をみると、すでに昭和 27 年発遣の個別通達には、

15) 金子宏『租税法 [第 18 版]』（弘文堂、2013）546 頁及び 562 頁。

16) 相続税法 8 条ただし書き。

17) 橋本守次『新訂版 ゼミナール相続税法』（大蔵財務協会 2011）439 頁。

18) 所得税法 9 条 1 項 16 号。「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」は、所得税法上、非課税とし、この規定は、いわゆる長崎年金事件の判決の中で「同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税との二重課税を排除したものであると解される。」（最高裁平成 22 年 7 月 6 日判決判時 2079 号 20 頁）とされた。つまり、贈与税又は相続税の対象とならない所得は、所得税の対象となる。

19) 例えば、平成 23 年 12 月 20 日裁決事例集 85 号 230 頁。

20) 富永賢一『平成 21 年版 源泉所得税 現物給与をめぐる税務』（大蔵財務協会 2009）439 頁。

債務免除益は当該免除を受けた年の総収入金額に算入すると記されていた²¹⁾。さらに免除益収入の例外として、破産宣告を受けた場合又は和議手続を開始した場合、もしくは事業上多大の損失を生じたため、その事業を廃止又は休止し、かつ資力を全く喪失した場合には、その弁済が困難な金額の一部を積極的に収入金額に算入しないとされていた²²⁾。そして、昭和38年12月6日、税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」が公表され、「債務免除益に対する課税については、破産の場合とのバランスもあり、債務超過ないし支払不能の場合につき何らかの課税軽減の措置を講ずる必要があると認められるが、他方脱法行為をいかに防止するかの問題があるので、軽減の方向でその具体的方法について検討するものとする。」とされた。昭和45年には、現在の所得税基本通達が制定され、その時に所得税基本通達36-17が定められている。

このように、債務免除益に関する通達が古くから存在し、この通達に基づき債務免除益が、原則として課税されるという課税実務が長年に渡り行われている。

4. 小括

以上の検討のとおり、債務免除益が所得税課税の対象から除外されるべきであるという合理的な理由は存在しない。むしろ、租税法が、租税の基本原則である公平負担の原則が保たれることが常に要求されることからすれば、当然に所得として課税対象とすべきである。

Ⅳ. 遅延損害金の法的性質

遅延損害金の債務免除を論ずるためには、遅延損害金の法的性質を確認する必要がある。

契約成立の後、債務者が債務の本旨に従った履行しないときは、債務者は債権者に対して、損害を賠償する義務を負う（民法415条）。なお、債務の本旨とは、債務者のなすべきことであり、何がそれにあたるかは、債務を発生させた原因（普通は契約）の解釈によって決められる。

債務不履行による損害賠償²³⁾のなかで、金銭債務については特則が設けられている。第一に、金銭債務の不履行の場合、債権者は損害の証明をする必要がなく、債務者は不可抗力をもって抗弁とすることが許されない（民法419条2項・3項）。例えば、東日本大震災でやむなく返済ができなくとも、債務不履行の責任を免れることはできない。第二に損害賠償の額が、一定のレートによって一律に決定される。レートは、原則として法定利率により、約定利率がそれよりも高い場合には、約定利率による（民法419条1項）。これ

21) 和泉彰宏「個人事業者への民事再生法の適用と所得課税－債務免除課税の一考察」月刊税理49巻7号（2006）143頁～149頁。

22) 昭和38年8月1日に個別通達（昭38 直審・所70 直所1-6）が発遣された。

23) 債務者の帰責事由が必要とされる（民法415条後段）。

が遅延損害金であり、延滞利息とも呼ばれている。

また、金銭債務の不履行についても賠償額の予定がなされる（民法 420 条）。一定の率によって定められるべきものと通常解されており、これも遅延損害金である²⁴⁾。

そうすると、民法 419 条によって算定される遅延損害金の額は、本来の利息とは性質を異にする。約定によって支払う利息が本来の利息であり、その性質は元本利用の対価である²⁵⁾。これに対して、履行遅滞に陥った債務者は、元本を返すべきことになり、元本を利用することはもはや許されない。したがって、遅延利息²⁶⁾は、本来の利息である元本利用の対価と性質を異にする²⁷⁾。

V. 遅延損害金に関する課税関係の整理

ここで、遅延損害金の課税関係を整理しなければならない。最初に遅延損害金を支払う側（個人である債務者）を検討し、次に受け取る側（個人事業者である債権者）についてみることにする。そして両者の取扱いに差異（矛盾点）が生じるので、それが遅延損害金の特殊性をあらわしている。

もっとも、上記Ⅳで検討したとおり、相続税法 8 条に該当する場合には、贈与税又は相続税の対象となり、法人税法 34 条及び同法 36 条に該当する場合には給与所得又は退職所得になるので、これらを除外して考察する。

1. 遅延損害金を支払う側

（A）遅延損害金債務の確定

まず遅延損害金を支払うには、債務の確定がなければならない。この場合の債務の確定とは、紛らわしいが、後述（C）でする税務上の債務確定をいうわけではない。例えば、いわゆる過払金元金と利息の支払いを求めた不当利得金返還請求権控訴事件²⁸⁾の判決や岐阜地方裁判所の前知事個人秘書業務費返還請求事件²⁹⁾において使用されている「債務の確定」と同じく、債務の存在及び債務の金額等を法的に確認できることをいうものとする。

遅延損害金は、債権者の損害を証明する必要がなく、債務者にとっても不可抗力をもつ

24) 我妻・前掲注 12) 762 頁。

25) 「遅延損害金は、不法行為その他の突発的な事故による資産に加えられた損害に基因して取得した履行遅滞による損害賠償金であって、元金の使用により得べき利益の喪失、すなわち元金使用の対価としての性質を有するものである。」（福岡高裁平成 22 年 10 月 21 日判決税務訴訟資料 260 号順号 11530）を参照。

26) 遅延損害金は、経済的実質において本来の利息とはほとんど同じである（米倉明『ブレップ民法 [第 4 版]』（弘文堂 2005）115 頁）。その点で租税上の延滞税と類似点がありそうである。延滞税は、私法上の債務関係における遅延利息に相当し納付遅延に対する民事罰の性質（金子・前掲注 15）707 頁）をもっているため、遅延損害金と同様に、法的には異なるが、経済的には同じ性質をもつ。

27) 米倉・前掲注 26) 115 頁。

28) 福岡高裁平成 24 年 9 月 18 日判決判例タ 1384 号 207 頁。

29) 岐阜地裁平成 22 年 12 月 1 日判決裁判所ウェブサイト。

て抗弁することが許されないこと（民法 419 条 2 項・3 項）、さらに、損害賠償の額が法定利率または約定利率によって自動的に決められてしまう（民法 419 条 1 項）。このことから、遅延損害金の債務は日々自動的に確定していると解することができそうである。

しかしながら、遅延損害金が、必ずしも日々自動的に確定されているわけではない。例えば、第一に、債務の存在またはその金額についての争いごとがあって、債務そのものが不確定である場合が考えられる。遅延損害金が元本債権に附帯するものなので、当然に債務が確定するとはいえない。

第二に、賠償額の予定であっても賠償額の請求される要件を付すことは可能である³⁰⁾。したがって、要件が成就していなければ、債務確定を満たさないことになる。

これらの事例を想定すると、債務の確定は、単純に遅延損害金の法的性質から導き出される「日々自動的に確定する」ということはできず、債務確定前の段階としてある一定の日からという条件が付くことになる。

（B）必要経費に算入される要件と必要経費にならない遅延損害金

次に、遅延損害金は法的に損害賠償金にほかならないのであるから、個人の支払う遅延損害金が所得の計算上必要経費に算入されるかどうかは、損害賠償金の取扱いに準じて考えてみる。

損害賠償金の支払いが、不動産所得、事業所得、山林所得または雑所得（以下「事業所得等」という。）の必要経費に算入されるためには、業務の遂行に関連したものであるという要件のほか、「他人の権利を侵害したことにより支払う損害賠償金については」別途、納税者の「故意又は重過失」が無いことが必要である（所得税法 45 条 1 項 7 号、施行令 98 条）。これは、損害賠償金を持つ必要経費と家事費との区分が明確でない点を「故意又は重過失」に求めた³¹⁾といえる。この必要経費算入の 2 要件を満たさない損害賠償金の支払は、個人財産を減らす結果となったにも関わらず、税負担軽減の恩恵を受けられない。

問題は、遅延損害金に業務関連の要件はともかく、「故意または重過失³²⁾」の要件があてはまるかどうかである。これに対しては、施行令 98 条に規定する損害賠償金の中に「これに類するものを含む」として、遅延損害金もその対象となることを明らかにしている。したがって、遅延損害金を必要経費として算入するためには、損害賠償金と同様に必要経費算入するための 2 要件を充足しなければならない。

その結果、個人が支出した費用のうち所得税法上の必要経費に計上しない遅延損害金は、

30) 「たとえば、当事者の意思が「債務者の責めに帰すべき事由」は必要であり、この事由が存在し、損害賠償の請求が認められる場合における、賠償されるべき額を予定するというところにある場合には、その意思を尊重する必要がある。」（我妻・前掲注 12）763 頁）。

31) 植松守雄編『注解 所得税法〔四訂版〕』（大蔵財務協会 2005）958 頁。また、罰金等が必要経費不算入されると同様に制裁的意義を強調する見解もある（武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』（第一法規出版）3563 頁）。

32) 刑事判決を受けた場合であっても「所得税法施行令 98 条にいう「重大な過失」とは一般に、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態をいう」として損害賠償金の必要経費が認められた判決がある（昭和 50 年 6 月 20 日裁決・裁決事例集 3387・5 頁）。

家事費（所得税法 45 条）又は家事関連費（所得税法施行令 96 条）に該当し、専ら利潤追求のための事業活動でなく消費活動としての範疇にふくめられる。このように遅延損害金も他の支出と同様に、必要経費と家事費に区別されることになる。

（Ｃ）債務の確定と必要経費に算入される時期

さらに、所得税法上、遅延損害金の必要経費算入時期を検討してみよう。

所得税法 37 条は、必要経費の範囲を明らかにすると同時に、その計上時期について、「…必要経費に算入すべき金額は、…（中略）…これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。」（傍線は筆者が加筆）と規定し、年末までの債務確定を要求している。この債務確定基準は、債務の存在を前提として、時間の概念を導入している。したがって、債務が確定した遅延損害金のうち、必要経費計上の 2 要件に該当するものが事業所得等の計算上必要経費算入され、そのタイミングはその債務の確定の日³³⁾とされる。

当然に、遅延損害金も、その債務が確定した日に必要経費に算入される³⁴⁾ことになる。例えば、保全処分で請求債権と認められた債権に係る遅延損害金が債務確定しないものにあたるとした裁判例がある³⁵⁾。また、和解に基づく賃料相当額は土地の占有期間に対応して損金に算入すべきものである³⁶⁾という判例もある。

（Ｄ）実務上の取扱い

所得税法 37 条の債務確定については、所得税法基本通達 37-1 と 37-2 が用意されており、特に、後者は、より具体的な 3 要件³⁷⁾を提示し、課税実務上の指針となっている。

この通達が、債務確定の唯一の見解を示しているわけではなく、判断の一つの要素として例示したに過ぎないという見解³⁸⁾もあるが、この通達に記述される 3 要件で必要経費算入のタイミングを判断する裁判³⁹⁾が存在している。また、法人税法にもこれと同一内容の基本通達が存在し、課税実務上広く利用されている。また、この通達は、その年の 12 月 31 日までにという条件を除外すれば、債務確定の条件を具体的に示していると考えてよいだろう。

（Ｅ）小括

33) 課税実務上は、所得税基本通達 37-2 に記載された後述の 3 要件のすべてに該当する場合に限る。

34) 課税実務上は、総額が確定した損害賠償金を分割して支払う場合には、その約定にしたがって、分割額の支払うべき日の属する年分の必要経費に算入することになっている（所得税法基本通達 37-2 注書き）が、これも債務確定主義の一種である。ただし、課税実務上、損害賠償金の額が年末までに、賠償すべき額が確定しないときであっても、年末までに申し出た金額を必要経費に算入することを認めている（所得税法基本通達 37-2 の 2）。

35) 最高裁平成 19 年 6 月 28 日判決税務訴訟資料 257 号順号 10742。

36) 最高裁平成 7 年 6 月 20 日判決税務訴訟資料 209 号 1048 頁。

37) その年の 12 月 31 日までに、債務が次のすべての要件に当てはまらなければ、債務の確定とはいわないとしている。①当該費用に係る債務が成立していること。②当該債務について具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。③その金額を合理的に算定できること。

38) 岡村忠生『法人税法講義〔第 3 版〕』（成文堂、2007）188 頁。

39) たとえば、大阪高裁平成 16 年 2 月 17 日判決税務訴訟資料 254 順号 9557。

金銭債務の特則として民法上規定されている遅延損害金は、その債務の確定によってその存在があきらかになり、所得税法必要経費 2 要件に該当するもので、その年の年末までに債務確定したものだけがその事業年度の事業所得等の必要経費に算入される。それ以外は家事費⁴⁰⁾として扱われる。

2. 遅延損害金を受け取る側

(A) 遅延損害金の非課税性

次に債務不履行により損害賠償金を受け取る側の課税関係を検討してみよう。

所得税法 9 条 17 号によれば、損害賠償金（これに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他政令で定めるものは、所得税を課さない。これをうけて、所得税法施行令 30 条 3 号では、心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金を所得税法 9 条 17 号に規定するその他政令で定めるものとして、非課税としている。つまり、不法行為に基づく損害賠償金のうちこれらの要件を具備するものは課税の対象から除外⁴¹⁾され、そうでない損害賠償金は課税される。

一方、債務不履行により受け取る損害賠償金は、非課税所得の恩恵を受けられないのであろうか。民法 710 条は不法行為に關しての精神的損害を規定していることから、一見すると、債務不履行は心身又は資産に加えられた損害と無関係に思われる。しかしながら、債務不履行によって賠償される損害は、民法 710 条の精神的な賠償を類推適用されるべきものとされ、さらに一般的に精神的損害の賠償は認められるべきものとされている⁴²⁾。したがって、債務不履行による損害賠償金であっても、所得税法 9 条 17 号及び所得税法施行令 30 条 3 号に該当するものは、非課税所得になる余地は十分ある⁴³⁾と考えられ、その損害の内容を十分に吟味する必要がある⁴⁴⁾。遅延損害金も同様である⁴⁵⁾。

40) なお、前述した必要経費計上の 2 要件に該当しない遅延損害金、つまり各所得の費用等として計上されない遅延損害金も、その存在をこの債務確定基準に従って具体的に・客観的に認識できるものと考えられる。所得税基本通達に記載されている「その年 12 月 31 日までに」を削除してみると分かりやすい。

41) もっとも、和解金を受けとった場合、その和解金の中に損害賠償金と遅延損害金が合算されることがある。その場合は、その和解金のうち遅延損害金は、履行遅滞による損害賠償金であって元金使用の対価としての性質を有するものであるから、所得税法上の非課税所得に該当しないとし、受け取った損害賠償金と遅延損害金は、それぞれ別個に課税対象の有無を判断することになる（福岡高裁平成 22 年 10 月 12 日判決税務訴訟資料 260 号順号 11530）。

42) 我妻・前掲注 12) 743 頁～744 頁。

43) 債務不履行は、不法行為の要件を満たすという考え方がある。岡正晶「非課税所得となる損害賠償金の範囲」税務事例研究 Vol.5（日本税務研究センター、1989）34 頁～35 頁。

44) 岡・前掲注 43) 37 頁～39 頁。最近の研究として篠原克岳「資産に加えられた損害に対する損害賠償金等を巡る所得税法上の諸問題—『法と経済学』の視点から—」税大論叢 69 号 52 頁～55 頁（<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/69/01/01.pdf>）。

45) 受け取った損害賠償金が非課税所得に該当したとしても、遅延利息は非課税所得として認めなかった（福岡高裁平成 22 年 10 月 12 日判決税務訴訟資料 260 号順号 11530）。

(B) 遅延損害金を収入に計上すべき時期

それでは、受取った遅延損害金が課税される場合、いつの時点で収益を認識するのであるか。

税法は、収入を計上すべき時期が権利確定主義を原則としながらも、現実の取引は複雑多岐にわたっていることから、現金主義⁴⁶⁾ または管理支配基準⁴⁷⁾ をもって対応している。法人の場合も、損害賠償金（遅延損害金を含む）は、権利確定主義の例外として、現金主義で収入を認識しても構わないとしている⁴⁸⁾。その理由は、不法行為及び債務不履行に対する損害賠償請求は、事実関係に争いが多く、金額についても簡単に確定しないから⁴⁹⁾ である⁵⁰⁾。

課税実務上個人については、次のように取扱っている。賃貸借契約の存否の係争等につき判決・和解等があった場合の不動産所得は、遅延損害金その他損害賠償金を含む賃貸料相当額は、判決、和解等があった日が収入すべき時期としている⁵¹⁾。また、事業所得の収入に関して、権利の存否について争いがある訴訟が提起された場合には、和解があった日を権利確定の日として、総収入金額に計上すべきという裁判例⁵²⁾ もある。

しかしながら、法人の現金主義による損害賠償金等の益金認識時期について、個人の納税者に適用が及ばないとする合理的な理由が見当たらない。したがって、法人だけでなく、個人の納税義務者にも、受け取り遅延損害金のうち非課税分を除いた額は、実際に遅延損害金を受け取った時に収入を認識しても構わないものと考えべきである⁵³⁾。

さらに、受け取るべき遅延損害金が完全に入金されないことが明らかになった場合には、私見であるが、収入を一度認識し、貸倒れ等のしかるべき処理を行う必要はないと考えられる。このような手続きをしなければならないならば、現金主義など最初から認める必要はないからである。もし仮にこのようにしなければならないとしたら、貸倒れ等の年度に収入と費用を同時に認識するだけである。

46) 所得税法 36 条 1 項の別段の定めとして、所得税法 36 条 3 項でも現金主義による計算を求めている。さらに、所得税法 67 条（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）も同様である。

47) 権利確定主義と管理支配基準の関係について論じたものとして、酒井克彦『所得税法の論点整理』（財経詳報社、2011）301 頁～314 頁。

48) 法人税基本通達 2-1-43（損害賠償金等の帰属の時期）。

49) 法人税の取扱いとして、法人税研究会編『法人税質疑応答集』新日本法規出版 207～208 頁。

50) ある権利が義務者により争われた場合には、裁判が確定するまで、権利が存在するか、その金額はいかほどかを正確に判断することは困難であり、納税者にその権利について確定申告及び納税を強いることは相当ではなく、課税庁に独自の立場でその認定をさせることも相当でないから、原則として、同権利の存在を認める裁判が確定した時にその権利が確定するもの解するのが相当であるとした（福岡高裁平成 22 年 10 月 12 日判決税務訴訟資料 260 号順号 11530）。

51) 所得税基本通達 36-5（2）。

52) 札幌地裁平成 10 年 6 月 29 日判決税務訴訟資料 232 号 937 頁。

53) 法人は受け取った損害賠償金等は必ず益金になるのに対して、個人の場合、所得税上非課税所得となつてすでに課税上の恩恵を受けている場合も多い。そのために、取扱いの差を設けているとも考えられる。

3. 遅延損害金の税務上の特殊性

以上検討したところ、遅延損害金（損害賠償金を含む）を受けとった側の税務と、支払い側とで、その収益及び費用の認識時期について、大きな相違があることがわかる。支払い側は、債務の存在が明らかになった時点で支払い義務を負う。しかしながら、受け取る方は、権利確定後であっても現実に入金するまで収入を認識しなくてもよいとしている⁵⁴⁾。また、時間的差異だけではなく、債権者が遅延損害金を入金できなかった場合でも課税関係が生じないとする。

このことは、債務者側の遅延損害金債務と債権者側の債権の税法上の関係は、債権と債務が表裏一体である一般的な場合と異なり、極めて希薄である特殊な関係であると考えるべきである。遅延損害金に係る債務免除の性質を知るうえで重要である。

Ⅵ. 遅延損害金の免除

1. 債務確定前の遅延損害金の免除

前述したとおり、遅延損害金は、必要経費となる場合であっても、家事費となる場合でも、債務確定していることが前提となる。この場合の債務確定とはその債務が法的に決着をつけられている状態であって、その金額等を具体的・客観的な数値で表記できる。したがって、債務確定されていない遅延損害金債務とは、債務の存在を観念できるものの、その金額を客観的に認識することができないものと解することができる。

また、遅延損害金を受け取る側でも、請求権としての権利確定がされず、当然に現金等の入金もない。これらの状況は、遅延損害金がない状態と同じである。

このように考えると、遅延損害金の債務確定前では、受け取る側と支払う側の双方、遅延損害金に対し観念的に免除があったとしても、その額を金額としてあらわすことは不可能であり、課税関係は生じない。財産の増減は何もないのである。

2. 債務確定後の遅延損害金の免除

そうすると、遅延損害金の免除益が問題になるのは、債務が確定してから後に行われた債務免除ということになる。ここで、債務確定後に行われる遅延損害金の免除について、いくつかのパターンを検討してみる。なお、課税関係が明確になるよう、免除の行為は、権利確定または債務確定した日の属する年の翌年に行われるものとし、債務者は、資力を

54) 「損害賠償金の課税のタイミングにつき、暗黙裡に現金主義の援用を前提とした規定だと解釈するのが一貫している。」増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題」（ジュリスト1315号、(2006)194頁）。ただし、「損害請求権の存在を認め、その金額を決定した判決等が確定した日に損害賠償請求権により収入すべき権利が確定したものとみるべきである。」（佐藤英明「訴訟で争われている権利にもとづく収入の年度帰属」税務事例研究 Vol.133（日本税務研究センター、2013）40頁）としており、一般的には、権利確定後に現金主義での収入計上を認める記述はない。

喪失して債務を弁済することが著しく困難な状況でない個人であるとの条件を付すものとする。

(1) 債権者が収入、債務者が必要費用を計上している場合

遅延損害金（損害賠償金を含む）を受け取る側が権利確定主義で収入を認識し、支払う側も債務確定基準で遅延損害金の必要経費計上している。債務の免除は、債務を無償で消滅させる行為である（民法 519 条）と同時に、債権者側にとって、債権の放棄であるから、債務免除がおこなわれた場合、受け取る側は費用を認識し、免除を受ける側は収入を計上することになる。これについては、まったく違和感がない。

(2) 債権者が収入を現金主義で認識することにしたものの、何ら債務者から入金がない状況下で債務免除がおこなわれた場合。なお、債務者は既に遅延損害金を必要経費に計上しているものとする。

遅延損害金の税務上の特殊性は、遅延損害金を支払う側が債務確定して費用等に計上したとしても、遅延損害金を受け取る側では、現金等が実際に入金されるまで収入を認識しなくてもよい点である。これは、遅延損害金が入金がなされなかったり、入金されたとしても、その期間が長かったりするなど⁵⁵⁾の遅延損害金の特殊性を配慮したからである。そうすると、遅延損害金を支払う側が債務確定基準で費用計上したとしても、受け取る側は、何ら収入を認識していない状況があり得る。この状況下で、支払う側の遅延損害金が滅失した場合は、どのような課税関係が成り立つのかを検討しなければならない。

まず債権者側であるが、前述（上記Ⅴの 2）したとおり、税務上、債務免除の行為がなされたからといって、未計上であった収益を一度認識し、その後に貸倒れとして必要経費を計上するといった二重の処理をする必要はないと思われる。なぜならば、権利確定した遅延損害金を収入としないのは、遅延損害金の入金の困難性を考慮し、当初から債権金額を認識しないという考えに基づいているからである。その結果、遅延損害金を受け取る側に、課税関係が生じることはないと考えられる。

一方の支払う側は、費用を認識しているのであるから、税務上の恩恵を受けている。債務免除がおこなわれた場合、費用の戻しがおこなわれたと考えられるので、収入（債務免除益）を計上しなければならない。

(3) 債権者側が、遅延損害金の収入を認識するものの、遅延損害金の支払う債務者側が、遅延損害金等を必要経費に計上するための所得税法上の 2 要件に該当せず、遅延損害金の必要経費を認識できない、つまり家事費となる場合

一般的には債務免除益として収入を認識することになっているが、税務上の恩恵を受けない債務が消滅したので、最初に戻っただけとも考えられる。この点は後ほど検討する。

(4) 受取側が現金主義を採用して収入を計上しない。支払い側も家事費となる場合

受取側は処理なし。支払い側は上記(3)に含めて検討の余地があると考えられる。

55) 回収には費用・労力がかかることも関係していると思われる。法人税基本通達 9-6-3。

Ⅶ. 債務者側の債務免除の検討

遅延損害金の免除に関して4パターンを想定してみた。その結果問題となるのは上記(3)及び(4)の遅延損害金家事費となる債務者側の場合についてである。これをどのように理論付ければよいのか、検討を試みることにする。

1. 純資産増加説からの検討

まず純資産増加説からの説明を試みるならば、次のようになる。純資産増加説での所得の定義は、いうまでもなく「期首と期末の純資産の増減額＋消費額」で定式化されている。そして「純資産増加説は個別経済の立場に立ち、すべての個人の純資産の増加をもととするものはその担税力を増加させるもの⁵⁶⁾。」として、すべての利得を課税の対象とした。公平負担の要請、所得税の再分配機能を高め、景気調整機能を高めることから、この説は一般的な支持を受けている⁵⁷⁾。

この説によれば、個人が遅延損害金債務を負担することになった場合、純資産は減少し⁵⁸⁾、その結果、所得は減少することになる。たしかに、必要経費算入される遅延損害金はこの理論で説明できる。しかしながら、家事費になる遅延損害金が、必要経費にならないことを説明することはできない⁵⁹⁾。

また翌年になって、遅延損害金の債務免除がおこなわれた場合、純資産が増加するので、必要経費、家事費の区別なく遅延損害金の免除額すべて所得になる。その結果、家事費に関連する遅延損害金の債務免除益は、必要経費になる遅延損害金の免除益より免除益相当額だけ課税される所得が大きくなってしまう。

このように、個人の持つ消費生活面や資産損失について、純資産増加説だけではうまく説明できない。それゆえ、「一概に純資産増加説的所得概念といっても、その個人所得への適用に大きな限界があることは確かである⁶⁰⁾。」とされる。

しかしながら、この純資産増加説は、遅延損害金の免除が所得を構成しないヒントを与えてくれる。必要経費にならない遅延損害金債務は、純資産の減少が見られるものの所得は減少しておらず、所得の計算上の便宜が図られていない。後に、この遅延損害金債務の免除があった場合、純資産の増加があるものの、必要経費とならなかった見返しとして、

56) 植松・前掲注31) 198頁。

57) 金子・前掲注15) 178頁。

58) 債務が生じたときに、同時に財産をもたらしこともある。例えば借入金がそうである。この場合、借入金が収入とならないことは、この純資産増加説から説明ができる。増井・前掲注54) 192頁～193頁。

59) 「各種の場合を通じて、納税者の担税力の減退に応じて控除を認める合理的な基準の設定が問題であるのみならず、税務執行上の認定もむずかしい場合」が多いとされる。植松・前掲注31) 203頁。

60) 植松・前掲注31) 203頁。

所得を認識しない。実際、遅延損害金債務が生じた直前と免除を受けた後とで、純資産額は少しも増加していない。純資産の回復があっただけである。

2. 債務免除益課税の仮説

もう一つの考え方は、もっと単純である。必要経費になる債務が取り消され場合、すでに計上された必要経費を減額すればよい⁶¹⁾。つまり、必要経費をマイナスするか債務免除益という収入を計上すれば済むだけである。反対に、必要経費にならない債務の免除がおこなわれた場合、家事費債務が取り消され、債務が生じた直前の状態に戻るだけである。したがって、なんら課税関係を認識する必要はない。

この考え方は、債務の発生と消滅を一つの取引として試している⁶²⁾。これは、債務免除された時点のみで収入を認識する所得税法 36 条 1 項とは異なる考え方である。

前述した 4 パターンの設例では、債務確定及び権利確定した翌年に債務免除したと条件を付した。この確定と免除とが同一年度に行われた場合、債務免除益を認識するべきなのであろうかという問いに対する回答でもある。結論は、単に最初の状況に戻っただけであり、債務免除益は生じない。

3. 債務免除益の考察

本論文で検討したとおり、個人の遅延損害金に係る債務免除があったとき、本来課税されるべきでない場合がある。それにもかかわらず、債務免除された遅延損害金債務は、すべて収入に計上するよう要請されている。この最大の原因は、債務免除があった場合、債務免除益という経済的利益が発生するという思考の基で、所得税法 36 条 1 項の収入にこの経済的利益全額を含めなければならないと規定しているからである。

債務の免除に必ず免除益が生じるということは、債務免除の最終局面だけに注目して課税関係を律している結果にほかならない。しかしながら、遅延損害金に係る債務免除課税は、前述したとおり、債務発生から債務免除までを一連の取引として考えるべきである。それを実現するためには、債務免除益に関する別段の定めをおき、立法による解決をはかるほかないだろう。

また、債務免除理論を展開するには、まず債務の存在を前提としなければならない。そのため、議論の展開が代表的な債務である借入金について考察するところから始まることが多い⁶³⁾。この借入金は、債務であると同時に資産をもたらすものである。この場合は、債務免除があったときも、純資産増加説で説明できる。なぜならば、純資産増加説は企業会計の財務諸表をイメージして論理展開されており、借入金の調達や免除について矛盾な

61) 若木裕「ノンリコースローンを巡る課税上の諸問題について—債務免除益課税を中心に—」税大論叢 77 号 183 頁～184 頁 (<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/77/02/01.pdf>)。

62) 増井・前掲注 54) 194 頁。

63) たとえば、増井・前掲注 54) の冒頭部分。

く説明できる。両方ともこの財務諸表に記載される項目だからである。

ところが、本論で対象とした債務は、遅延損害金という金銭債務の不履行に基づく個人の損害賠償金である。この場合、資産は存在せず、先行して債務が増加することになる。個人の場合、法人と異なって、別途消費活動があり、それは財務諸表と無関係の世界である。したがって、個人の課税関係で純資産増加説での説明は不適であると思われる。

VIII. 結論

遅延損害金の債務免除がおこなわれた場合、従来の考えでは、債務免除益として、原則、課税の対象となる。

しかしながら、遅延損害金が債務不履行に基づく損害賠償金であり、遅延損害金に係る債務免除のうち必要経費に算入されなかった部分の金額は、減少した資産が元に回復したことにほかならない。わが国の所得税法が資本主義経済の要請に沿う形で必要経費の控除を認める構造を有し⁶⁴⁾、資産の回復は所得とはならないという基本原則から、遅延損害金に係る債務免除のうち必要経費に算入されなかった部分の金額は、債務免除益とはならない。

したがって、所得税の計算上必要経費に計上されなかった個人の住宅ローン等の債務不履行で生じた遅延損害金の債務免除は、相続税法 8 条に該当する場合と給与又は退職金の支給に代えてなされるものを除き、課税の対象とならない。

64) 金子・前掲注 15) 264 頁。